



発行 新潟県
号外 1
 令和5年3月31日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 43 新潟県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）
- 44 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、それぞれ次のとおりである。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

新潟市北区選挙区	6,440,500円
新潟市東区選挙区	8,607,600円
新潟市中央区選挙区	7,997,900円
新潟市江南区選挙区	8,657,600円
新潟市秋葉区選挙区	6,555,300円
新潟市南区選挙区	6,967,500円
新潟市西区選挙区	7,526,800円
新潟市西蒲区選挙区	7,807,800円
長岡市三島郡選挙区	7,019,500円
上越市選挙区	6,508,300円
三条市選挙区	7,225,500円
柏崎市刈羽郡選挙区	6,881,000円
新発田市北蒲原郡選挙区	6,434,600円
小千谷市選挙区	6,294,900円
加茂市南蒲原郡選挙区	6,547,400円
十日町市中魚沼郡選挙区	5,992,900円
見附市選挙区	6,681,800円
村上市岩船郡選挙区	6,131,300円
燕市西蒲原郡選挙区	6,928,500円
糸魚川市選挙区	6,775,300円
妙高市選挙区	6,070,100円
五泉市東蒲原郡選挙区	5,973,600円
阿賀野市選挙区	6,778,800円
佐渡市選挙区	5,739,100円
魚沼市選挙区	6,326,800円
南魚沼市南魚沼郡選挙区	6,062,800円
胎内市選挙区	5,883,600円

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

37,037

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

375,304

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,405
新潟市東区	37,812
新潟市中央区	49,372
新潟市江南区	19,107
新潟市秋葉区	21,328
新潟市南区	12,319
新潟市西区	43,696
新潟市西蒲区	15,694
長岡市三島郡	75,167
上越市	52,375
三条市	26,711
柏崎市刈羽郡	23,943
新発田市北蒲原郡	30,537
小千谷市	9,618
加茂市南蒲原郡	10,632
十日町市中魚沼郡	16,810
見附市	11,172
村上市岩船郡	17,922
燕市西蒲原郡	24,325
糸魚川市	11,547
妙高市	8,715
五泉市東蒲原郡	16,656
阿賀野市	11,562
佐渡市	14,772
魚沼市	9,746
南魚沼市南魚沼郡	17,372
胎内市	7,966